【2-2】広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成25年12月31日現在

	T		十成23千	12月31日現任
都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H 1 6	H 4 2	H6→H16
	石狩西部地域 "	H 1 3	H 4 7	H3→H13
	空知北部地域 "	H 1 7	H 4 2	$S53 \rightarrow S58 \rightarrow H7 \rightarrow H17$
	十勝地域 "	S 5 6	H 1 2	
青 森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H 2 0	H 3 5	S54→H5→H20
	八 戸 圏 域 ″	S 6 0	H 1 7	
	上十三地区 "	S 5 6	H 9	廃止(H22)
岩 手	中部圏域広域的水道整備計画	H 2 4	H 4 0	S58→H24
	胆江圏域 "	H 2 2	H 4 0	H1→H22
宮城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S 5 1	H 7	
	石 巻 地 方 "	S 5 4	H 1 2	
山 形	置賜地域広域的水道整備計画	S 6 2	H 1 7	S53→S62
	村 山 "	S 5 1	H 7	
	最上地域 "	S 5 5	H 1 7	
	庄内地域 "	S 6 0	H 1 7	S55→S60
福島	会 津 地 域広域的水道整備計画	S 5 6	H 1 2	
	県北ブロック "	S 6 0	H 1 2	
	県南ブロック "	H 8	Н33	S62→H8
	浜通り地域 "	H 4	H 1 7	
茨城	県中央地域広域的水道整備計画	S 5 9	H 1 2	
	鹿行地域 "	Н3	H 2 2	
	県南地域 "	S 5 3	H 1 2	
	県西地域 "	S 5 4	H 1 2	
栃木	県央地域広域的水道整備計画	S 5 8	H 1 2	
群馬	県央地域広域的水道整備計画	S 5 2	Н7	
	東部地域 "	S 6 0	H 1 2	
埼玉	埼央広域水道圏広域的水道整備計画	H 1 5	H 2 7	H2→H15
	秩父広域水道圏 "	H 2 2	H 4 2	
千 葉	西部圏域広域的水道整備計画	S 5 5	Н7	
	東部圏域 "	S 5 8	H 1 2	
	南部圏域 "	H 2	H 2 2	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H 1 2	H 2 7	S55→H12
新潟	新潟地域広域的水道整備計画	S 5 3	H 1 7	
	魚沼地域 "	S 5 4	H 1 7	
	上越地域 "	S 5 3	H 1 7	
石 川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H 1 2	H 2 7	S55→S62→H12
福井	南越地域広域的水道整備計画	S 5 7	H 1 7	
山 梨	中央地域広域的水道整備計画	H 4	H 1 7	
·	狭北地域 "	S 5 5	H 1 2	
	東部地域 "	H 6	H18	Н5→Н6
長 野	上伊那圈域広域的水道整備計画	S 5 5	H 1 2	

平成25年12月31日現在

都道	府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
岐	阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H 1 7	Н39	S62→H6→H17
静	岡	大井川地域広域的水道整備計画	H 6	H 2 5	S53→H6
		遠州地域 "	H 5	H 2 0	S54→H5
愛	知	愛知地域広域的水道整備計画	H 1 8	H 2 7	$S55 \rightarrow H1 \rightarrow H11 \rightarrow H17$
					→H18
三	重	北部広域圏広域的水道整備計画	H 1 9	H 3 0	$S62 \rightarrow H4 \rightarrow H9 \rightarrow H19$
		西部広域圏 "	H 9	H 3 0	
		南部広域圏 "	H 2 2	H 3 2	$S52 \rightarrow S58 \rightarrow S63 \rightarrow H22$
滋	賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H 2 2	H 2 7	S52→H7→H22
京	都	京都南部地域広域的水道整備計画	S 6 0	H 1 2	
大	阪	大阪府広域的水道整備計画	H 2 2	H 2 7	$S55 \rightarrow H2 \rightarrow H12 \rightarrow H18$
					→H22
兵	庫	南部地域広域的水道整備計画	H 1 1	H 2 7	S54 →H11
		(瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)			H ₁
奈	良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H 1 2	H 4 1	S58→H12
島	根	東部地域広域的水道整備計画	H 4	H 2 5	
		中部地域 "	S 5 4	H 1 2	
岡	Щ	岡山県広域的水道整備計画	H 1 7	H 2 7	S60→H3→H14→H16
					→H17
広	島	広島圏域広域的水道整備計画	S 5 6	H 7	S52→S56
		備後圏域 "	H 3	H 2 2	S57→H3
山	П	東部圏域広域的水道整備計画	S 6 0	H 2 2	
		(柳井・大島ブロック)			
		東部圏域広域的水道整備計画(光ブロック)	H 2	H 2 2	廃止(H22)
		山口・小郡地域広域的水道整備計画	S 5 3	H 7	廃止(H22)
香	Ш	香川県広域的水道整備計画	H 1 0	H 2 2	S55→H10
愛	媛	宇和島市外1市8町広域的水道整備計画	S 5 4	H 1 2	S53→S54
		松山市外2市5町 "	H 5	H 2 2	廃止(H21)
福	岡	福岡地域広域的水道整備計画	H 1 8	H 3 2	S55→H9→H18
		筑後地域 "	H 1 4	H 3 2	S57→H14
		田川地域 "	H 2	H 1 7	
		京築地域 "	H 2	H 1 7	
佐	賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 5 1	H 7	
		佐賀西部地域広域的水道整備計画	H 1 4	H 2 8	S60→H14
長	崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H 1 1	H 2 7	
熊	本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	Н9	H 2 5	
		(36道府里 68地位	サックン		コエルムチょうい

(36道府県、68地域で策定 ※廃止された計画は含まない)

: 目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、43地域)

【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について

平成25年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
	水道整備基本構想(北海道水道ビジョン	.,,		, – , <u> </u>
北海道	小垣笠佣基本構想(北海垣小垣にジョン)〜地域編〜)★	H 2 4	H 4 2	S53→S61→H22→H24
青森	青森県水道整備基本構想	H 1 3	H 3 5	S53→S54→S56→H13
岩 手	岩手県水道整備基本構想 ★	H 2 1	H 4 0	S57→S63→H13→H21
宮城	南部水道広域圏	S 5 1	H 7	
当 ·	北部水道広域圏 (石巻ブロック)	S 5 5	H 1 2	
秋 田	秋田県水道整備基本構想 ★	H 2 0	H 3 2	H4→H20
山形	水道整備基本構想	S 5 3	H 1 7	
福島	福島県水道整備基本構想2005 ★	H 1 7	H 3 1	S52→S56→H5→H17
茨 城	茨城県水道整備基本構想21	H 1 3	H 3 2	
栃木	栃木県水道整備基本構想	S 5 8	H 1 2	
群馬	群馬県水道整備基本構想	S 5 2	H 7	
埼 玉	埼玉県水道整備基本構想 ★	H 2 2	H 4 2	$S51 \rightarrow S61 \rightarrow H15 \rightarrow H22$
千 葉	広域的整備基本構想	S 5 2	H 1 7	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	H 1 2	H 2 7	S55→H12
新 潟	新潟県水道整備基本構想	S 5 2	H 1 7	
富山	富山県水道整備基本構想	S 5 7	H 1 2	
石 川	石川県水道整備基本構想	H 1 2	H 2 7	S54→S62→H12
福井	福井県水道整備基本構想	S 5 5	H 1 7	
山 梨	山梨県水道整備基本構想	S 5 4	H 1 2	
長 野	長野県水道整備基本構想	S 5 4	ı	
岐 阜	岐阜県水道整備基本構想	H 1 8	Н39	S55→H4→H18
静岡	静岡県水道整備基本構想	S 5 2	H 7	
愛 知	愛知県水道整備基本構想	H 1 8	H 3 2	S55→H1→H11→H18
三 重	三重県水道整備基本構想	H 4	H 2 2	S52→S59→H4
滋賀	滋賀県水道整備基本構想	H 7	H 2 7	S51→H7
京 都	京都府水道整備基本構想	S 5 5	H 1 2	
大 阪	大阪府水道整備基本構想 ★	H 2 3	H 4 2	S54→H2→H23
兵 庫	兵庫県水道整備基本構想	H 1 1	H 2 7	S53→H11
奈 良	県域水道ビジョン ★	H 2 3		S58→H12→H23
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	S 6 0	H 1 7	
鳥 取	鳥取県水道整備基本構想	H 2	H 2 2	
島根	島根県水道整備基本構想	H 1	H 2 2	S54→H1
岡山	岡山県水道整備基本構想	H 1 4	Н37	S60→H7→H14
広 島	広島県水道整備基本構想(第2次)★	H 2 2	H 3 2	S52→H13→H22
山口	山口県水道整備基本構想	S 6 0	H 1 7	
徳島	徳島県水道整備基本構想	H 1 3	H 2 7	H2→H13
香 川	香川県水道整備基本構想	H 1 0	H 2 8	S55→H10
愛 媛	愛媛県水道整備基本構想	H 5	H 2 2	S53→H5
高 知	高知県水道整備基本構想	S 6 1	H 1 7	

平成25年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福岡	福岡県水道整備基本構想	H 2	H 2 0	S53→H2
佐 賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 5 1	Н7	
長 崎	ながさき21水ビジョン ★	H 2 3	Н37	S59→H7→H23
熊本	熊本県水道整備基本構想	H 9	H 2 5	S56→H9
宮 崎	宮崎県水道整備基本構想	S 5 6	H 1 2	
沖縄	沖縄県水道整備基本構想 ★	H 2 4	H 4 2	S59→H3→H24

(44 道府県 45 構想)

: 目標年度に到達又は超過した構想 (23 府県 24 構想)

★: 都道府県水道ビジョン(都道府県版地域水道ビジョン)として位置づけられているもの (10 構想)

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の 設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事 項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見 直すことが望ましいとされています。(平成20年7月の水道課長通知)

新水道ビジョンの策定を踏まえ、都道府県水道ビジョンの積極的な見直し・ 策定をお願いします。

亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定等について

1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された、 亜硝酸態窒素等に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり改正 する。

(1) 水質基準の改正等について

平成 25 年 7 月 22 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価(亜硝酸態窒素)に基づき、「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準(0.04mg/L)を追加するとともに、「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号)、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(昭和 46 年厚生省令第 2 号)について、それぞれ所要の改正を行う(表 1)。

表1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

		基準等(案)		
水質基準		0.04 mg/L 以下であること		
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること		
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること		
	水栓その他末端給	 0.004 mg/L 以下であること		
給水装置浸出性	水用具	0.004 mg/L 以 てめること		
能基準	末端以外の給水用	 0.04 mg/L 以下であること		
	具又は給水管			
検査回数等				
(水道法施行規則	川、建築物における	「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒		
衛生的環境の確保	Rに関する法律施行	素」の項目と同等		
規則)				

加えて、関連する検査方法に係る告示について、それぞれ以下の改正を行う。

- 1)「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)
 - ア 水質基準項目の追加に係る検査方法の設定等
 - ・亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(別表第13)を設定する。
 - ・別表第 13 の「3 試料の採取及び保存」の項にて、試料に残留塩素が含まれている場合には、試料 1 Lにつきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1 ml を加えることとする。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができることとする。
 - ・表 1 に掲げる、亜硝酸態窒素に係る検水の濃度範囲を $0.004 \sim 0.4$ mg / Lとする。

イ その他の事項

- ・ガスクロマトグラフー質量分析計を使用する別表(別表第 14、15、16、17、19、25、26、27、27 の 2 、29)について、「純度 99.999 v / v %以上のヘリウムガス」に限定していたキャリアーガスの種類を拡大し、同程度の検出感度が得られるキャリアーガスの利用を認める。
- ・その他所要の改正
- 2) 「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号) 「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に係る分 析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。
- 3) 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成9年厚生省告示第 111号)

第2の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に 係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。

(2) 水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち2物質(トリクロルホン及びメコプロップ)について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年健発第1010004号)を改正する(表2)。

表2 アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値 (案)
アンチモン及びその化合物	0.015mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.01mg/L 以下 (暫定)	0.02mg/L 以下
トリクロルホン (DEP) (殺虫剤)	0.03mg/L 以下	0.005mg/L 以下
メコプロップ (MCPP) (除草剤)	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下

また、平成25年3月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された農薬類の目標値の見直し案のうち、表2に掲げる2項目を除く農薬類10項目について、新たに目標値を設定し、上記の健康局長通知を改正する(表3)。

表3 農薬類の目標値の設定案

項目	用途	現行目標値	新目標値(案)	
オキサジクロメホン	除草剤		0.02mg/L 以下	
オリサストロビン	殺虫剤	_	0.1mm/I NT	
7 7 7 7 F L L Z	殺菌剤		0.1mg/L 以下	
カズサホス	殺虫剤	1	0.0006mg/L 以下	
	除草剤			
グルホシネート	植物成長	_	0.02mg/L 以下	
	調整剤			
 ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤	_	0.005mg/L 以下	
	殺菌剤		(二硫化炭素として)	
ー チアジニル	殺虫剤		 0.1mg/L 以下	
))) — / [殺菌剤	_	U.IIIIg/L 以下	
ピラクロニル	除草剤		0.01mg/L 以下	
フェントラザミド	除草剤	_	0.01mg/L 以下	
ベンゾビシクロン	除草剤	_	0.09mg/L 以下	
メタム (カーバム)	殺虫剤	_	0.01mg/L 以下	

2. 意見募集の実施等

①水質基準の改正等について、意見募集を行ったところ、「亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について(案)」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」(表 1 関係)に対し、それぞれ 24 件、1 件の意見が寄せられた。

②検査方法の告示の改正について、意見募集を行ったところ、39件の意見が

寄せられた。

③水質管理目標設定項目に係る改正について、意見募集を行ったところ、「アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直しについて(案)」(表2関係)に対して4件、「農薬類の目標値の設定について(案)」(表3関係)に対して1件の意見が寄せられた。

④給水装置及び水道用資機材等の浸出性能基準等の改正については、「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」に基づきWTOへ通報し、平成25年9月23日から60日間(平成25年11月22日まで)加盟国からのコメントを受け付けたところ、各国より内容に関する質問・意見はなかった。

3. 今後の予定

1(1)に掲げる省令及び告示並びに(2)に掲げる通知等の改正を行い、いずれも平成26年4月1日から施行する。

健水発1025第1号 平成25年10月25日

厚生労働省健康局水道課長 (公印省略)

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関す る情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知(以下「平成14年課長通知」という。))により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」(昭和54年3月23日付け環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知(以下「昭和54年部長通知」という。))により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記2つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成19年6月19日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡(以下「平成19年事務連絡」という。))により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します(別紙)。 引き続き、下記1.のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速 かつ適正な実施を図られるようお願いします。また、引き続き厚生労働省におい て、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、 下記2.~6.のとおり情報提供をお願いします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び

水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対して、本件を周知い ただくようお願いいたします。

なお、平成14年課長通知及び平成19年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の 基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」(以下「基本指針」 という。)を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、 健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危 機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めてお ります。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化 等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、 実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被 害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況をとりまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします(大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。)。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合(地震により管内に震度4以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします)
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害(大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等)により断水等の被害が生じた場合

【様式】

別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougi jutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。
- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係(自然災害関係担当)

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況をとりまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします(大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。)。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

・ 渇水による断減水等が生じた場合(可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。)

【様式】

別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougi jutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。
- 水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993

・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室(渇水による断減水担当)

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害(例:機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為)等 による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等(例えば、道路 陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事 故等で社会的な影響が大きいもの)
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故(クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等)

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

様式自由(様式例:別添3のとおり)

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害(広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの)が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室(事故等による断減水担当) 水道課給水装置係(給水装置に関する事故担当)

5. 健康に影響を及ぼす(おそれのある) 水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡を お願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願い します。

水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県(市・特別区含む)から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が 生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水 質異常
- ・水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御 連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項のうち上記② に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合 ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合(例:水質管理目標設定の目

標値超過が継続すると見込まれた場合等)

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougi jutsu@mhlw.go.jp ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。
- 水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室(水質事故関係担当)

- 6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合
- (1) 水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(平成18年10月17日事務連絡)により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ (例:毒物混入未遂、水道施設破壊等)があった場合には、以下のとおり、大臣 認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願 いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの 発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省 健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

• 様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougi jutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。
- 水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係 (テロ関係担当)

(2) 水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)の送付について」(平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知)によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記 4. に従って、水質異常が発生した場合は上記 5. に従って、必要な措置をとられる ようお願いします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害(システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム(浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等)の障害)が発生した場合

【様式】

• 様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougi jutsu@mhlw.go.jp ②メールを送った旨の連絡(水道課直通:03-3595-2368)
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX (03-3503-7963) や緊急時用携

帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係 (情報システム障害関係担当)

水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策について(平成25年3月とリまとめ)

水質事故の概要

[3-3]

平成24年5月中旬、利根川水系の浄水場で ホルムアルデヒドが水道水質基準値を超えて検出 -1都4県6浄水場で取水停止、千葉県内5市(36万戸87万人)で断水

2. 浄水施設での対応が困難な物質の抽出

原水への流入防止が求められる物質

として関係行政機関等に提示

〇ホルムアルデヒド前駆物質

→へキサメチレンテトラミン、1,1-ジメチルヒドラジン、トリメチルアミン

〇ホルムアルデヒド以外の消毒副生成物前駆物質

→トリエチルアミン、臭化物、4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド) 等

〇過去に水質事故原因となった未規制物質

→過塩素酸、ナフタレン、有機スズ化合物、ウラン、セメント灰汁 等

産廃業者

水質事故への未然防止対策を講じつつ 水質事故は発生し得るとの前提に立ち 給水への影響を最小化する備えが必要

水質事故に備えた水道における対策のあり方

排出側での管理促進

・水道水の給水に支障を及ぼすような物質を取り扱う事業者は、当該物質を適切に管理

- 事故原因者は、万一流出してしまった場合には、速やかに情報伝達

国は、事業場での注意が求められる物質について情報を整理し、広く提供

・水道事業体は、排出側における未然防止対策が講じられるよう、情報提供し、関係者と連携

水道側の水質事故への対応能力の向上

(1)実働的なマニュアルの整備と定期的な訓練を通じた見直しの実施、事故時の関係者間の情報共有 の改善等による、水質事故発生時に備えた体制整備 (2)水安全計画の手法等を活用した、流域内の関係者が連携するマッピング等による効果的な<u>水源のU</u> スク把握の強化

(3) 流域の事業体、環境部局、研究機関等と連携した効率的な**水源監視・原因究明体制の強化**

(4)水源のリスクに照らして現状の処理施設の能力について検証し、必要に応じ<u>高度浄水処理施設等の</u> 整備による対応能力の強化

配水池等調整容量や予備水源の確保、排出源の下水道接続や取水地点の移動等の<u>影響緩和措</u> による対応能力の強化

今後の検討事項

(1)短期的な水質異常時の<u>摂取</u> 制限による給水継続の考え方を 割開 (2)一般には水道水での検出実 績が少ない有害物質の<u>水質管理</u> 上の取扱いを検討 (3)多様な汚染物質の環境中の 挙動や浄水処理による分解、生成 等に係る**調査研究を推進、**事故対 応の現場に即した<u>迅速かつ効率</u> 的な検査方法の開発を促進

ო